

履修の手引き

目次

1. 設置の趣旨(研究科の目的)	1
2. 看護学研究科のディプロマ・ポリシー(DP)	1
3. 看護学研究科のカリキュラムポリシー(CP)	1
4. 看護学研究科の特色	3
5. 学位取得に必要な在籍期間について	4
6. 修了要件(学位取得に必要な単位数)	4
7. 履修登録	4
8. 授業時間	4
9. 夜間等の授業等	4
10. 試験	4
11. 成績評価	5
12. 特別研究の進め方	5
13. 長期履修学生	9
14. 学生支援システム(別資料参照)	9

学則・規定関連

○福岡女学院看護大学大学院学則	10
○福岡女学院看護大学大学院長期履修学生に関する規程	19
○福岡女学院看護大学大学院履修規程	20
○福岡女学院看護大学大学院学位規則	24

福岡女学院看護大学大学院 看護学研究科 履修の手引き

1. 設置の趣旨（研究科の目的）

福岡女学院大学看護学研究科（以下、本研究科）では、シミュレーション教育を中心とした看護学教育の実践能力と研究能力を基盤とした上で、シミュレーション教育を中心とした看護学の教育者・研究者の育成を目指しています。

本研究科を修了後は、看護系大学および看護師等養成所、保健医療福祉施設等といった多様な場においてシミュレーション教育を中心とした新しい看護学教育の技法を柔軟に活用できる人材、新たな看護学教育の技法を柔軟に活用できる指導者として活躍することを期待します。シミュレーション教育を取り入れた若手職員の育成を担う人材の多様な場で創造的な看護を実践できる能力を有し、その実践知を若手職員育成のためにシミュレーション教育を応用できる人材の育成を目指します。

2. 看護学研究科のディプロマ・ポリシー(DP)

本研究科では、学位を授与するに当たり修得しておくべき能力を含めた学位授与の方針を次のとおり定めています。

- DP-1 ヒューマンケアリングに基づき、他者に関心をもち、自ら進んで看護専門分野の課題に取り組む能力（主体的な学び・態度・志向性）
- DP-2 さまざまな専門職と協働し、リーダーシップを発揮できる能力（協働）
- DP-3 シミュレーション教育に関する知見を体系的に収集し理解する能力（知識・理解）
- DP-4 グローバルな視点をもって、看護専門分野の研究および実践の動向を把握し、批判的に吟味し、統合する能力（適用・分析）
- DP-5 高度化する医療と社会現象を捉え看護学教育に適応させる能力（適用・分析）
- DP-6 看護専門分野に関する多様な現象から課題を見出し、シミュレーション教育を実践し研究的に取り組める能力（実践）
- DP-7 研究結果を分析・評価し、今後の展望を踏まえて論文としてまとめる能力（評価・創造）

3. 看護学研究科のカリキュラムポリシー(CP)

本研究科は、キリスト教精神およびヒューマンケアリングに基づき、シミュレーション教育を中心とした看護学教育が実践できる教育者・研究者を育成し社会に貢献することを目的とし、教育目標を達成するための教育課程を編成し、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）との整合性に留意し、質の高いシミュレーション教育を中心とした看護学教育を実践する教育者・研究者が身に着けるべき資質・能力（「主体的な学び」、「協働」、「知識・理解」、「適用・分析」「評価・創造」「実践」）を修得するための教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき科目を設定しています（表 1.授業科目一覧）。

共通選択科目は、3 科目「看護倫理学特論」、「健康支援論」、「看護マネジメント論」は、シミュレーション教育を中心とした教育者・研究者として、様々な場や対象者への看護教育に適用させる視点を育成する科目とする。看護を取り巻く社会現象から、看護職に求められる倫理的視点・人材教育としての倫理教育への応用、ヘルスプロモーション、看護マネジメントの視点から理解を深め、教育への活用への可能性について学習します。

履修の手引き

専門基礎科目は、ヒューマンケアリングに基づく看護教育者・研究者の育成を目指し、自己と他者理解を深化させ、看護の現象を様々な視点から振り返る科目を専門基礎科目の必修科目とします。また、本研究科は看護シミュレーション教育学を中心とした看護教育を実践する教育者・研究者を育成する目的から、シミュレーション教育の専門的知識と技術を系統的に学ぶ科目をはじめ、シミュレーション教育に限らず看護教育の歴史や国内外の看護教育の状況、教育設計や教育評価などの基礎的知識とアクティブ・ラーニングなどの教育技法を学ぶ科目を専門基礎科目に配置しています。

専門基礎科目での学習を土台に、シミュレーション教育者・研究者としての実践能力を育成する科目やシミュレーション教育に特化した教育設計法、実践・評価のプロセスを実践的・研究的に検証します。また、「看護教育学演習」は、「看護教育学特論」での学習に基づき、看護専門分野（看護学領域）における教育設計・実践・評価のプロセスを実践的・研究的に取り組む科目としています。

看護研究科目は、研究倫理、文献レビューの方法、研究課題の設定、様々な研究方法や結果の分析、考察、結果の公表など研究のプロセスの基礎を学習する科目として各2単位で構成しています。オムニバス方式でさまざまな研究手法や教育研究について学びながら、研究遂行のイメージ化につなげます。1～2年に設定する「特別研究」は研究指導教員のもと、各分野の研究テーマに関する文献検索や研究課題の明確化、研究計画の立案と中間発表準備、研究倫理委員会への申請、倫理審査後のデータ収集とそれらの結果の分析及び考察を行い、修士論文作成といった一連の研究プロセスを学ぶ科目として設定する。この過程を通して分析・創造する能力の育成を目指します。

表 1. 授業科目一覧

区分	授 業 科 目	年次	単位数		時間	コマ
			必修	選択		
共通 選択 科目	看護倫理学特論	1・2		2	30	15
	健康支援論	1・2		2	30	15
	看護マネジメント論	1・2		2	30	15
	小 計	3 科目		0	6	90
専門 基礎 科目	ヒューマンケアリング看護論	1	2		30	15
	看護シミュレーション教育学特論	1	2		30	15
	看護教育学特論	1	4		60	30
	小 計	3 科目		8	0	120
専門 科目	看護シミュレーション教育学演習	2	2		30	15
	看護教育学演習	1	4		60	30
	小 計	2 科目		6	0	90
看護 研究 科目	看護研究方法論 I	1	2		30	15
	看護研究方法論 II	1	2		30	15
	特別研究	1～2	8		120	60
	小 計	3 科目		12	0	180
合 計	11 科目		26	6	480	240

4. 看護学研究科の特色

本研究科の看護学専攻は、シミュレーション教育学、基礎看護学、成人看護学、老年看護学、母性・小児看護学、精神看護学、在学看護学、公衆衛生看護学の分野があります。

1) シミュレーション教育学

看護学教育において効果的な教育実践に必要な知識・技術を身につけ、教材設計や教材開発及び評価方法を体系的に学び、知見を深めます。さらに、シミュレーション教育、eラーニング、ICT教材などを活用した看護学教育実践に関する研究課題に取り組み、修士論文作成の一連の研究プロセスを教授します。

2) 基礎看護学

- ・看護技術、看護管理、ヒューマンケアリングに関する研究、その他、基礎看護学分野において各自が関心を寄せる看護をテーマとする研究課題をもとに、修士論文作成の一連の研究プロセスを教授します。
- ・看護の基盤となる「人間と環境」を中心テーマとして、人間と情報環境、生命科学教育、環境微生物を研究課題として修士論文作成の一連の研究プロセスを教授します。

3) 成人看護学

- ・成人看護学に関するシミュレーション教育等、アクティブ・ラーニングの実践・評価、がん看護を研究課題とした修士論文への一連の研究プロセスを教授します。
- ・全人的な視点からみたがん医療と緩和ケアに関するICT教材（ミッションタウン）を活用した看護教育の研究課題をもとに修士論文への一連の研究プロセスを教授します。

4) 老年看護学

老年看護実践につながる概念やモデルの理解を深めるとともに、国内外の社会的動向や教育および研究の現状を分析的に探究します。その上で高齢者の生涯発達と適応、End-of-Life-Care、尊厳を守る看護実践、高齢者ケアに従事する看護職のストレスマネジメントなど老年看護における質向上を目指した研究テーマに基づき修士論文執筆に係る研究のプロセスを支援します。

5) 母性・小児看護学

- ・母性小児領域に関するシミュレーション教育学や他の教授法の元、助産学・教育学での効果的な教育・実践指導（学生、臨床での患者・スタッフ）での課題に取り組み修士論文への一連の研究プロセスを教授します。
- ・Women's Health/Reproductive Health、周産期のケア、新生児・乳幼児の環境適応と育児支援等の課題
- ・養育期の家族機能や世代間における子育て支援、病気や障害をもつ子どもと家族の支援、医療的ケアが必要な在宅療養児と家族の支援等の課題

6) 精神看護学

国内外の精神保健看護学における文献検討および自らの関心領域をふまえ、研究課題を焦点化し、修士論文への一連の研究プロセスを教授します。

7) 在宅看護学

在宅看護学及び在宅看護教育を研究テーマとする研究課題をもとにした修士論文への一連のプロセスを教授します。

8) 公衆衛生看護学

乳幼児期から高齢期に至るまでの地域で生活する対象者が、健康不健康を問わずあらゆる健

履修の手引き

康レベルの健康課題に対して、所属する地域組織・企業・学校・家庭等の環境集団の特性や特徴を踏まえて、生涯を通じた Health Promotion 活動を主体的に実践できるように保健指導の知識や技術・実践に関する研究テーマについて、修士論文作成の一連の過程を教授します。

5. 学位取得に必要な在籍期間について

本研究科に2年以上在籍し、所定の単位を取得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に「修士（看護学）」の学位を授与します。

6. 修了要件（学位取得に必要な単位数）

本研究科の修了要件は、共通選択科目から選択4単位以上、専門基礎科目から必修8単位、専門科目から必修6単位、看護研究科目から必修12単位の合計30単位以上を修得するとともに、必要な研究指導を受けたうえ、本大学院が行う修士論文の審査及び最終試験に合格することとします。

7. 履修登録

各年度に履修する授業科目を、年度初めの所定の期間内に履修登録を行ってください。

●履修登録上の注意

- 1) 履修する科目は、学年毎に開講される授業科目の中から選択してください。
- 2) 履修登録のない授業は出席として認められません。
- 3) 履修登録後は、科目の追加及び取消はできません。
- 4) 一度単位を修得した授業科目は、重ねて履修登録はできません。

8. 授業時間

時限	授業時間
1	9:00～10:30
2	10:40～12:10
3	13:25～14:55
4	15:05～16:35
5	16:45～18:15
6	17:40～19:10
7	19:20～20:50

9. 夜間等の授業等

学期内の月曜日から金曜日までの夜間及び土曜日、休業期間中に授業または研究指導が行われる場合があります。

10. 試験

試験は、学期末または学年末に、筆記試験、口述試験、実技試験、論文提出等によって行われます。ただし、担当教員が必要と認めたときは、それ以外の時期に行うことがあります。

次のいずれかに該当する場合は、試験を受けることはできません。ただし、担当教員がやむを得ない事情と認めた場合は、受験を認めることがあります。

- 1) 試験を受けようとする科目の履修登録をしていない場合
- 2) 履修する科目の出席時間数が当該科目の授業時間数の3分の2未満の場合
- 3) 定められた期日までに授業料を納入していない場合

11. 成績評価

試験又は追試験の成績評価は、次の5段階で行い、それぞれAA,A,B,C,Dの評語で表します。

AA,A,B,Cを合格、Dは不合格とします（別表1）。授業科目の単位の認定は、試験の合格者に行います。

また、各学期に、全履修科目中1単位当たりの成績平均値（Grade Point Average「GPA」という）を表示します。各科目のGrade Point（以下「GP」という）は、別表2のとおりです。

別表1 成績基準

区分	評価	成績評価基準	意味
合格	AA	100点～90点	非常に優れている
	A	89点～80点	優れている
	B	79点～70点	単位認定が妥当
	C	69点～60点	単位が認定される最低限度
	N	※認定	—
不合格	D	59点以下	単位認定は不適當
	F	失格・放棄	—

※認定：編入学で認定された既修得単位

別表2

評価	1単位当たりのGP
AA	4
A	3
B	2
C	1
D	0
F	0

12. 特別研究の進め方

1) 研究指導教員の決定（1年次）

- (1) 修士論文作成の指導を受けるため、1年次前期から「特別研究」を履修する。
- (2) 大学院委員会で決定した主指導教員1名、副指導教員1名を確認する。

2) 修士論文計画素案提出から学位取得までの流れ

(1) 研究計画素案の提出

入学1ヵ月後を目途に、研究計画素案を主指導教員、副指導教員に提出する。

(2) 修士論文仮テーマの提出

入学年度12月に修士論文仮テーマを主指導教員、副指導教員に提出する。

(3) 中間発表会（公開）

- ①1年次12月末～1月を目途に研究計画書の概要をプレゼンテーションする。

②学生は、研究計画発表会の日程及び場所を確認後、教員及び院生に周知し、研究計画発表会を開催する。発表会は学生主体で運営を行う。

③中間発表会で受けた助言をふまえ研究計画書を修正する。

④長期履修の場合は、修学年度内で計画的に計画発表会を実施する。

(3年間履修の場合、2年次6月頃を目途にする)

(4) 研究倫理審査の申請

学生は、指導教員との相談の上、研究倫理審査の申請が必要な場合は、福岡女学院看護大学研究倫理委員会に研究倫理審査申請書を提出し、審査を受けなければならない(書式は委員会指定の書式とする:申請者は主指導教員)。

(5) 修士論文の提出(2年、または修了年度1月)

①学生は、修士論文(3部)および要旨(A4サイズ2枚程度、約3000字、3部)を学務課教務係へ指定された期日までに提出する。

(6) 審査委員による修士論文の審査

①修士論文の審査は、審査委員(主査1名、副査2名)の口頭試問により行う。

②学生は、主査・副査と相談の上、口頭試問の日程を決定する。

(7) 修士論文最終審査(公開)

①修士論文の審査の口頭試問の内容を反映させ、修士論文最終審査でプレゼンテーションと質疑応答を受ける。

②学生は、審査委員による助言、最終審査での質疑応答をふまえ、審査終了後3日以内に修正した論文、口頭試問・質疑応答内容と修正内容の記録(各3部)を学務課教務係へ提出する。修正内容が題目のみの場合は、表紙等変更部分のみを提出する。

3) 学位の授与

修了式において、「修士(看護学)」の学位を授与する。

4) 特別研究のスケジュール

(1) 2年間履修の場合

学年	時期	学生	研究指導教員
1年	4月末	研究計画素案を提出	履修スケジュール等 OR
	5~11月	研究課題・計画書作成	修士論文テーマ、研究計画の助言・指導
	12月	修士論文仮テーマを提出	修士論文仮テーマを受領
	12月末~1月	中間発表会(公開)	・中間発表会に向けた指導 ・発表会後の修正の指導
	2~3月	研究倫理委員会への申請	研究倫理委員会に申請の指導 (申請者は主指導教員)
2年	4~12月	研究の遂行及び修士論文の作成	研究倫理審査の承認後、研究の遂行・論文作成の指導

	1月 1週目	修士論文の提出	
	1月 2,3週目	修士論文の審査 (口頭試問)	論文の審査に向けた指導
	2月	修士論文最終審査 (第2木曜, 公開)	プレゼンテーション、質疑応答に向けた指導
		・最終版 修士論文の提出 ・口頭試問、質疑応答と修正 内容の記録	
	3月	修士課程の修了および学位 授与	

(2) 長期履修 (3年間) の場合

学年	時期	学生	研究指導教員
1年	4月	研究計画素案を提出	履修スケジュール等 OR
	5~11月	研究課題・計画書作成	修士論文テーマ、研究計画の助言・指導
	12月	修士論文仮テーマを提出	
2年	6月	中間発表会 (公開)	・中間発表会に向けた指導 ・発表会後の修正の指導
	随時	研究倫理委員会への申請	研究倫理委員会申請に向けた指導
3年	随時	研究の遂行及び修士論文の 作成	研究倫理審査の承認後、研究の遂行・論文作成の指 導
	1月 1週目	修士論文の提出	
	1月 2,3週目	修士論文の審査 (口頭試問)	論文審査に向けた指導
	2月	修士論文の最終審査 (第2木曜, 公開)	最終審査会のプレゼンテーション・質疑応答に向 けた指導
		・最終版 修士論文の提出 ・口頭試問、質疑応答と修正 内容の記録	論文の修正の指導
3月	修士課程の修了および学位 授与		

5) 提出書類および提出先

		提出書類	提出先	部数
1 年 次	4 月末～ 5 月初旬	・ 研究計画素案	主指導教員 副指導教員	各 1 部
	12 月	・ 修士論文仮テーマ	主指導教員 副指導教員	各 1 部
	1 月 又は 6 月	・ 中間発表会 研究計画書の概要 プレゼンテーション資料		参加者分
修 了 年 度	1 月	・ 学位（修士）申請書 ・ 修士論文 ・ 修士論文 要旨	学務課教務係	各 3 部
	2 月	・ 修正 修士論文 ・ 修正 修士論文 要旨 ・ 口頭試問、質疑応答と修正 内容の記録	学務課教務係 (最終審査後 3 日以内)	各 3 部
	3 月	・ 最終修士論文 (製本)	学務課教務係	1 部

6) 成績評価

- (1) 研究計画書：10%
- (2) 修士論文：60%
- (3) 論文審査（口頭試問）：20%
- (4) 最終審査（公開）：10%

7) 修士論文の審査基準

- (1) 研究課題の明確性
 - ① 研究テーマが修士論文に相応しく、かつ論文の内容を適確に表している。
 - ② 明確な問題意識に基づき、研究の意義や必要性が的確に述べられている。
 - ③ 研究目的が明確に述べられている。
- (2) 先行研究・資料の取り扱いの適切性
 - ① 海外論文を含めた研究課題に関連する先行研究と研究動向が述べられている。
- (3) 研究方法の妥当性・信頼性
 - ① 研究の目的に応じた適切な研究方法・分析が行われている。
 - ② 研究方法・分析方法は具体的に記述されている。
 - ③ 得られた結果が客観的に記述されている。
 - ④ 倫理的配慮が十分になされている。
- (4) 論旨の明確性・一貫性
 - ① 研究目的、分析、結果、考察の過程において論旨が明確で、かつ一貫している。
- (5) 論文の構成・表現・表記法の適切性

①学術論文として体系的に構成されており、適切な表現・表記法によって記述されている。

②図表が適切に、かつ効果的に用いられている。

(6) 学術的・社会的貢献

①学術的な独創性や重要性が有り、看護や社会に貢献が期待できる。

13. 長期履修学生

本研究科では、長期履修学生制度を設けています。この制度の対象は職を有する者であり、標準就業年限（2年間）を超えて3年間又は4間にわたって計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを入学手続き時に申し出た者は、大学院委員会の議を経て、その計画的な履修について認めるものとします。この場合、授業料は2年分とします。

14. 学生支援システム（別資料参照）

1) Mission Net(Universal Passport)：学生ポータルシステム

- ・大学院からの連絡
- ・履修登録・確認
- ・成績の確認
- ・シラバスの検索・閲覧
- ・授業の出欠状況の確認
- ・アンケートの回答
- ・各種マニュアル閲覧（教員のメールアドレスなど）

2) Moodle：学習支援システム

- ・授業資料・教材の配信
- ・課題の提出
- ・小テストの受験
- ・講義映像の配信

○福岡女学院看護大学大学院学則

[理事会事項]

文部科学大臣認可の日〔2022（令和4）年8月31日〕 制定

第1章 総則

（目的）

第1条 福岡女学院看護大学大学院（以下「本大学院」という。）は、キリスト教に基づく福岡女学院創立の精神に則り、看護・保健医療分野に関する学問についての学術の理論及び応用を教授・研究し、その深奥を極め、看護・保健・医療・福祉の質の向上に貢献する人材を育成することを目的とする。

（研究科）

第2条 本大学院に次の研究科を置く。

看護学研究科

（課程）

第3条 研究科の課程は、修士課程とする。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うこととする。

（専攻、専攻の目的）

第4条 研究科に、次の専攻を置く。

看護学専攻（修士課程）

2 看護学研究科看護学専攻は、キリスト教精神及びヒューマンケアリングに基づき、シミュレーション教育を中心とした看護学教育が実践できる教育者・研究者を育成し、社会に貢献することを目的とする。

（入学定員及び収容定員）

第5条 学生の定員は、次のとおり定める。

看護学専攻 入学定員 3名 収容定員 6名

（修業年限）

第6条 修士課程の標準修業年限は2年とする。

（在学期間）

第7条 修士課程は4年を超えて在学することはできない。ただし、第46条第1項の規定により入学した学生は、同条第3項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて、在学することはできない。

2 休学を含む最長在籍期間は6年とする。

（長期履修学生の在学期間）

第8条 第62条に定める長期履修学生として認められた学生の休学を含む最長在籍期間は、6年とする。

（学年）

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第10条 学年を次の2学期に分ける。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長が特に必要と認めた場合は、前項に定める学期の開始日及び終了日を変更することができる。
(休業日)

第11条 休業日を次のように定める。

- (1) 日曜日
- (2) 「国民の祝日に関する法律」(昭和23年法律第178号第3条)に定める休日
- (3) 創立記念日 5月18日
- (4) 春期休業日 3月21日から3月31日まで
- (5) 夏期休業日 8月1日から9月20日まで
- (6) 冬期休業日 12月25日から1月7日まで

2 学長は必要に応じて前項第3号から第6号までに規定する休業日を、臨時に変更することができる。

3 学長は、第1項の規定に関わらず、特別の必要があると認められるときは、臨時に休業日を設け、又は、休業日に授業を行うことができる。

(年間の授業期間)

第12条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第2章 組織運営

(教員組織)

第13条 研究科の授業は、大学院設置基準に定める資格を有する教授、准教授、講師及び助教が担当する。

2 学位論文の作成等に関する研究指導は、研究指導教員が担当する。

(運営会議)

第14条 本大学院の管理運営に関する重要な事項は、福岡女学院看護大学運営会議(以下「運営会議」という。)で審議する。

2 運営会議に関して必要な事項は、これを別に定める。

(大学院委員会)

第15条 本大学院の教育研究に関する重要な事項を審議するため、大学院委員会を置く。

2 大学院委員会は、本大学院の授業科目を担当する専任教員をもって構成し、学長が必要であると認めた場合は、その他の職員を加えることができる。

3 大学院委員会に関して必要な事項は、これを別に定める。

(役職)

第16条 本大学院に次の役職を置く。

研究科長

2 前項に必要な事項はこれを別に定める。

第3章 教育課程及び履修方法等

(教育方法)

第17条 研究科における教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

- 2 授業科目及び単位は、研究科で定める。
- 3 第1項の授業及び研究指導は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 4 第1項の授業及び研究指導を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(メディアを利用して行う授業)

第18条 メディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時に、パソコンその他双方向の通信手段によって行う。

(授業科目の編成及びその単位数)

第19条 研究科における授業科目の編成及びその単位数は、別表1のとおり定める。

- 2 転入学生、再入学生等の履修方法については、別に定める。

(履修方法)

第20条 授業科目の履修方法などは、別に履修規程にこれを定める。

(教育方法の特例)

第21条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(試験)

第22条 試験は学年末又は学期末に実施し、履修した科目について筆記、口述、論文、実技等によって行う。

- 2 試験は、履修規程で定めるところに従い、あらかじめ受講届けを提出して受講した授業科目に限り、受けることができる。

(単位の授与)

第23条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(単位の認定)

第24条 授業科目の単位の認定は、試験又は研究報告により、当該科目担当教員が行う。

(成績の評価)

第25条 試験の成績は、AA、A、B、C、D、Fで表わし、AA、A、B、Cを合格とする。

第26条 病気その他やむを得ない理由のため試験を受けることができなかつた者に対しては、追試験を行うことがある。

(再試験)

第27条 不合格になった科目について、別に定めるところにより再試験を行うことがある。

(他の大学院における授業科目の履修)

第28条 教育研究上有益と認めるときは、他の大学の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。この場合の履修期間は、第6条から第8条までに規定する標準修業年限及び在学期間に含まれるものとする。

- 2 前項の規定により修得した単位は、合計15単位を超えない範囲で、本大学院において履修したものとみなすことができる。ただし、第30条の規定により認定された単位と合わせて15単位を超えないものとする。

(他の大学院等における研究指導)

履修の手引き

第29条 教育研究上有益と認めるときは、他の大学の大学院又は研究所等（外国の大学の大学院又は研究所等を含む。）との協議に基づき、学生が当該大学院又は研究所において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

2 当該研究指導を受ける期間は、1年を超えることはできない。

（入学前の既修得単位等の認定）

第30条 学生が入学前に他の大学の大学院（外国の大学の大学院を含む。）において修得した単位については、科目に応じて15単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとみなすことができる。

2 単位の認定方法等については、研究科で定める。

（在学期間の短縮）

第31条 前条第1項により本大学院に入学する前に修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本大学院の修士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、本大学院に少なくとも1年以上在学するものとする。

第4章 課程の修了及び学位の授与

（修了要件）

第32条 研究科に2年（第46条の規定により入学した者については、大学院委員会及び運営会議の審議を経て学長が定めた在学すべき年数）以上在学し、この学則及び別に定める履修規程に従って、所定の授業科目を30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格した者については大学院委員会及び運営会議の審議を経て、学長が課程の修了を認定する。ただし、優れた研究業績を上げたと認められた者の在学期間に関しては、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、研究科が当該課程の目的に応じ適当と認める場合は、特定の課題についての研究の成果をもって学位論文の審査に代えることができる。

3 学位論文の審査及び最終試験については、別に定める。

（学位の授与）

第33条 学長は、修士課程の修了を認定した者に対して、次の学位を与え、学位記を授与する。

看護学専攻 修士(看護学)

2 学位の授与に関する規程は、別に定める。

第5章 入学、退学、除籍、休学、転学、留学、復学及び再入学

（入学の時期）

第34条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学については学期の始めとすることができる。

（入学資格）

第35条 修士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年2月7日文部省告示第5号）
- (4) 学校教育法第104条第7項の規定により独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から、学士

の学位を授与された者

- (5) その他、本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
(入学の出願)

第36条 入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、指定の期日までに、本大学院所定の書類に入学検定料を添えて、学長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第37条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行い、大学院委員会及び運営会議の審議を経て学長が合格者を決定する。

(入学手続き及び入学許可)

第38条 本大学院に入学を志願する者は、前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた後、所定の期日までに所定の書類を提出するとともに、所定の納入金を納付しなければならない。

- 2 学長は前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第39条 入学を許可された者は、保証人1名を定めて届け出なければならない。

- 2 保証人は、本人が在学する期間、本人についての一切の責任を有するものとする。
3 保証人に身上の異動又は住所の変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

(退学)

第40条 退学を希望する者は、保証人連署のうえ、理由書を付して退学願を学長に提出し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、大学院委員会の審議を経て、学長がこれを除籍することができる。

- (1) 期限までに学費の納入を行わず、督促してもなお納付しない者
(2) 第7条及び第8条に定める在学年限を超えた者
(3) 第43条に定める休学期間を超え、なお復学ができない者
(4) その他除籍が必要と認められる者

(休学)

第42条 疾病その他やむを得ない理由で、3カ月以上修学ができない者は、保証人連署の上理由書を付して願い出、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でない認められる者について、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第43条 休学期間は、1年以内とする。ただし特別の理由がある場合は、休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。
3 休学期間は、第7条及び第8条の在学期間には算入しない。
4 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第44条 他の大学の大学院に入学又は転入学を志願しようとする場合は、学長の許可を得なければならない。

- 2 転入学が決定した者は、第40条と同様の退学願を学長に提出しなければならない。

(留学)

第45条 外国の大学の大学院で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 第28条の規定は、外国の大学の大学院へ留学する場合に準用する。

(再入学)

第46条 本大学院の学生であった者で再入学を希望する者は、その旨学長に願い出なければならない。

2 学長は、前項の願い出があるときは、大学院委員会及び運営会議の審議を経て相当年次に入学を許可することがある。

3 前項の規定により入学を許可された者の在学すべき年数及び再入学前に修得したものとみなす単位数については、大学院委員会及び運営会議の審議を経て学長が決定する。

第6章 学費(入学検定料、入学料、授業料)

(種類及び金額)

第47条 本大学院の学費の種類及び金額は、別表2のとおりとする。

(納入期)

第48条 前条に定めるもののうち、授業料等納付金は、各学期に学長の指定する期日までに納付しなければならない。

2 前期又は後期中途において、復学又は入学した者は、復学又は入学した月から当該期末までの授業料等納付金を、復学又は入学した月に納入しなければならない。

3 学年の途中で修了する見込みの者は、修了する見込みの月までの授業料等納付金を納入しなければならない。

4 前期又は後期中途で退学する者は当該期分の授業料等納付金を納入しなければならない。

(休学・停学中及び修業年限を超える者等の授業料等納付金)

第49条 休学期間中は、第47条に定めるもののうち、休学時納付金として在籍料のみを徴収する。

2 停学期間中の授業料等納付金はこれを徴収する。

3 第6条に規定する修業年限を超える者の授業料等納付金はこれを徴収する。

(納付金徴収の猶予)

第50条 学費支弁の困難な者に対しては、その実情と学業成績とにより、授業料等納付金の一部を免除又は貸与することがある。

(科目等履修生等の納付金)

第51条 科目等履修生、聴講生、特別聴講生及び外国人留学生の入学検定料、入学金及び授業料等納付金については、別にこれを定める。

(納付金の返還)

第52条 既納の学費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。一旦徴収した納入金は過誤によるもの以外は、一切返還しない。

第7章 賞罰

(表彰)

第53条 学生として表彰に値する行為があった者は、大学院委員会及び運営会議の審議を経て、学長がこれを表彰することがある。

(懲戒)

履修の手引き

第54条 本大学院の学則又は諸規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為があった者は、大学院委員会及び運営会議の審議を経て、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学処分は次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがない者
 - (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなくて、出席常でない者
 - (4) 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 懲戒の手続きについては、これを別に定める。

第8章 保健及び厚生施設

(保健室)

第55条 本大学院に保健室を置き、一般保健に関する業務及び応急処置を行う。

- 2 保健室に関する規程は、別にこれを定める。

(健康診断)

第56条 学生及び教職員の健康管理のため、毎年健康診断を行う。

第9章 科目等履修生、聴講生、研究生、特別聴講生、委託生及び長期履修学生

(科目等履修生)

第57条 本大学院において、特定の授業科目の履修及び単位修得を志願する者があるときは、学生の授業に支障のない限り大学院委員会において選考の上、学長は科目等履修生として履修を許可することができる。

- 2 科目等履修生に関する規程は、別にこれを定める。

(聴講生)

第58条 本大学院において、特定の授業科目の聴講を志願する者があるときは、学生の授業に支障のない限り大学院委員会において選考の上、学長は聴講生として聴講を許可することができる。

- 2 聴講生に関する規程は、別にこれを定める。

(研究生)

第59条 本大学院において、特定の事項について研究を行うことを希望する者があるときは、学生の指導及び研究に妨げのない限り、大学院委員会において選考の上、学長は研究生としてこれを許可することができる。

- 2 研究生に関する規程は、別にこれを定める。

(特別聴講生)

第60条 他の大学の大学院の学生で、本大学院において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学の大学院との協議に基づき、学長は特別聴講生として入学を許可することができる。

(委託生)

第61条 本大学院において、病院、学校、その他の団体等から、その所属職員に特定の事項に関する研修の委託があるときは、選考の上、学長は委託生として入学を許可することができる。

(長期履修学生)

第62条 本大学院に長期履修学生として入学を志願する者があるときは、大学院委員会において選考の

上、学長は入学を許可することができる。

2 長期履修学生に関する規程は、別にこれを定める。

第10章 学則等の準用

(学則等の準用)

第63条 この学則に定めるもののほか、本大学院の学生に関する必要な事項については、福岡女学院看護大学学則及びその他の福岡女学院諸規程を準用する。

第11章 自己点検・評価、情報の公開

(自己点検・評価)

第64条 本大学院は、第1条の目的を達成するため、自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検項目及び実施体制については、別に定める。

(情報の公開)

第65条 本大学院における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的にその情報を公開するものとする。

第12章 改廃

(学則の改廃)

第66条 この学則の改正は、大学院委員会及び運営会議の審議を経て理事会が行う。

附 則 1

1 この学則は、2023(令和5)年4月1日から施行する。ただし、第36条から第38条までの規定は、文部科学大臣が本大学院の設置を認可した日から施行する。

別表1 (第19条第1項関係)

区分	授 業 科 目	年次	単位数			時間	コマ	卒業要件 (合計30単位以上)
			必修	選択	自由			
共通選択科目	看護倫理学特論	1・2		2		30	15	選択 4単位 以上
	健康支援論	1・2		2		30	15	
	看護マネジメント論	1・2		2		30	15	
	小 計	3科目		0	6	0	90	45
専門基礎科目	ヒューマンケアリング看護論	1	2			30	15	必修 8単位
	看護シミュレーション教育学特論	1	2			30	15	
	看護教育学特論	1	4			60	30	
	小 計	3科目		8	0	0	120	60
専門科目	看護シミュレーション教育学演習	2	2			30	15	必修 6単位
	看護教育学演習	1	4			60	30	
	小 計	2科目		6	0	0	90	45
看護研究科目	看護研究方法論Ⅰ	1	2			30	15	必修 12単位
	看護研究方法論Ⅱ	1	2			30	15	
	特別研究	1~2	8			120	60	
	小 計	3科目		12	0	0	180	90
合 計	11科目		26	6	0	480	240	30

別表2 (第47条関係)

種 類	項 目		金 額
入学検定料	入学検定料		30,000円
入 学 金	入 学 金	福岡女学院看護大学卒業生	100,000円
		他大学等卒業生	300,000円
授業料等納付金	授 業 料		700,000円
	施設設備費		200,000円
休学時納付金	在 籍 料		200,000円

○福岡女学院看護大学大学院長期履修学生に関する規程

文部科学大臣認可の日〔2022（令和4）年8月31日〕 制定

（趣旨）

第1条 この規程は、福岡女学院看護大学大学院（以下「本大学院」という。）の長期履修学生について定めるものとする。

（資格）

第2条 長期履修学生として入学を願い出ることのできる者は、本大学院の入学資格を有する者又はこれと同等以上の学力を有する者とする。

（在学期間）

第3条 長期履修学生としての在学期間は、通常の修業年限を超えて3年又は4年までの任意による。なお、長期履修を認める期間は1年単位とし、在学期間については、入学出願と同時に願い出るものとする。

（在籍期間）

第4条 長期履修学生の休学を含む最長在籍期間は、6年を限度とする。

（単位数）

第5条 長期履修学生が登録できる単位数は、年間18単位を上限とする。ただし、資格取得に係わる科目の履修についてはこの限りではない。

（校納金）

第6条 長期履修学生として入学が認められた学生の校納金等の納入方法は、別表のとおりとする。

（留年）

第7条 第3条の在学期間を超えて在学する場合は、留年学生として取り扱う。

（在学期間の短縮）

第8条 長期履修学生が、許可された在学期間の短縮を希望する場合は、変更によって最終学年となる前年度の1月末までに、必要書類を添えて願い出なければならない。

2 前項の申請については、大学院委員会の議を経て、学長が許可する。

3 第1項に定める長期履修期間の変更は、在学中1回限りとする。

4 在学期間の短縮が許可された場合は、授業料等校納金を再計算し、納付するものとする。

（その他）

第9条 長期履修学生については、この規程に定めるもののほか、本大学院の学則その他諸規程を準用するものとする。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て学長が行う。

附 則 1

この規程は、2023（令和5）年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条並びに第6条の規定は、文部科学大臣が本大学院の設置を認可した日より施行する。

別表（第6条関係）

項目	納入方法
1. 入学金	入学時に一括して納入する。
2. 授業料	本人の在学期間で除し分割納入する。
3. 施設設備費	本人の在学期間で除し分割納入する。
4. 資格課程費 実験実習費等	他の学生と同じとする。

○福岡女学院看護大学大学院履修規程

2023（令和5）年1月26日制定

（趣旨）

第1条 この規定は、福岡女学院看護大学大学院学則（以下「大学院学則」という）第20条に基づいて、福岡女学院看護大学大学院学生（以下「本学大学院生」という）の授業科目（以下「科目」という）及び履修方法等に関して必要な事項を定める。

（科目）

第2条 科目の区分は、大学院学則第19条の規定によるものとする。

- 2 必修科目として指定された科目の単位を修得しない者は、その他の科目の単位を修得しても課程を修了することはできない。
- 3 各学年において開講する科目と講義内容及び授業時間割等は、毎学年の始めに公示する。
- 4 科目は、年度により開講しないことがある。

（単位と時間数）

第3条 科目の授業時間数と単位との関係は、原則として次のとおりとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の範囲で行われる授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技等については、30時間から45時間の範囲で行われる授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、学位論文の科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、単位数を決めることができる。

（修了要件）

第4条 福岡女学院看護大学大学院の修了要件は、次のとおりとする。

大学院学則 別表 1に定める科目より、必修科目26単位以上、選択科目4単位以上、合計30単位以上を修得しなければならない。

（履修の方法）

第5条 本学大学院生は、履修しようとする科目について、毎学年指定された期間内に所定の履修登録を行わなければならない。

- 2 本学大学院生は、前項の履修登録をした後においては、履修登録した科目を任意に変更（追加及び取消）することはできない。

（夜間等の授業等）

第6条 大学院学則21条に定める「夜間その他特定の時間または時期」における「授業または研究指導」は、原則として学期内の月曜日から金曜日までの夜間及び土曜日、下記及び冬期休業期間中の授業または研究指導（以下、「夜間等の授業等」という）とする。

(単位の認定)

第7条 各科目の単位の認定は、第9条に定める試験の成績により行い、試験の合格者に所定の単位を与える。

(科目の再履修)

第8条 単位認定を得られなかった科目の単位を修得しようとする者は、翌年度以降に再履修をしなければならない。

(試験)

第9条 試験は、筆記試験、口述試験、実技試験、論文提出その他とする。

- 2 単位認定のための試験は、学期末又は学年末に行う。ただし、担当教員が必要と認めたときは、それ以外の時期に行うことができる。
- 3 次のいずれかに該当する場合は、試験を受けることはできない。

- (1) 試験を受けようとする科目の履修登録をしていない場合
- (2) 履修する科目の出席時間数が当該科目の授業時間数の3分の2未満の場合
- (3) 定められた期日までに授業料を納入していない場合

ただし、担当教員がやむを得ない事情と認めた場合は、特に受験を認めることがある。

(追試験)

第10条 正当な理由（病気その他やむを得ない事由）により各期末試験を受けることができなかつた者については、本人の願い出により、大学院委員会で審議のうえ、追試験を行うことができる。

- 2 前項の規定により、追試験を願い出ようとする者は、所定の追試験願に欠席の理由を証明できる書類（病気の場合にあつては医師の診断書、その他の場合にあつては理由書）を添えて指定された期日までに提出しなければならない。

(再試験)

第11条 試験により不合格の評価を得た科目について、再試験を行うことがある。

- 2 前項の規定により、再試験を願い出ようとする者は、所定の再試験願を指定された期日までに提出しなければならない。

(成績)

第12条 大学院学則第25条に定める成績評価は、別表1の基準によるものとする。

第13条 各学期に、全履修科目中1単位当たりの成績平均値（Grade Point Average「GPA」という）を表示し、教育指導上の資料とする。

- 2 各科目のGrade Point（以下「GP」という）は、別表2のとおりとする。

(学位論文)

第14条 学位論文は、研究指導教員の指導を受けて作成し、所定の期日までに提出しなければならない。

- 2 学位論文の作成、提出、保管等については別に定める。

(学位論文の提出資格)

第 15条 学位論文を提出できる者は、大学院に2年以上在学し、第4条に規定する方法で所定の単位を修得した者又は修得見込みの者とする。ただし、大学院学則第31条に基づき在学期間の短縮が適用された本学大学院生及び大学院学則32条ただし書きにいう「優れた研究業績を上げたと認められた者」については1年以上在学すれば足りるものとする。

(学位論文の審査及び最終試験)

第 16条 学位論文の審査及び修士課程の最終試験については、福岡女学院看護大学大学院学位規則の定めるところによるものとする。

2 最終試験の評価は、合格又は不合格とする。

(修了延期)

第 17条 修了の延期は、大学院委員会の議を経て、学長が決定する。

(修了時期)

第 18条 前条による修了延期決定後の修了時期は、原則として次のとおりとする。

- (1) 授業科目の単位不足によるときは、授業科目の修了必要単位数を満たす学期が属する年度の3月とする。ただし、休学期間を除いて、在学期間は4年を超えることはできない。
- (2) 学位論文の未提出又は不合格によるときは、再提出をした上で単位の認定を受け、合格したときは当該学期が属する年度の3月とする。
- (3) 前二項が重複するときは、学位論文の審査及び修士課程の最終試験に合格し、修了必要単位数を満たすに至る学期が属する年度の3月とする。

(実施規定)

第19条 この規程に定めるもののほか、科目の履修等について必要な事項は、大学院委員会の議を経て、学長が定める。

(改廃)

第20条 この規程の改廃は、大学院委員会及び運営会議の議を経て、学長が決定する。

附 則 1

- 1 この規程は、2023（令和5）年4月1日より施行する。

別表 1

区分	評価	成績評価基準	意味
合格	AA	100点～90点	非常に優れている
	A	89点～80点	優れている
	B	79点～70点	単位認定が妥当
	C	69点～60点	単位が認定される最低限度
	N	※認定	—
不合格	D	59点以下	単位認定は不適當
	F	失格・放棄	—

※認定：編入学で認定された既修得単位

別表 2

評価	1単位当たりのGP
AA	4
A	3
B	2
C	1
D	0
F	0

○福岡女学院看護大学大学院学位規程

2023（令和5）年1月26日制定

（趣旨）

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）及び福岡女学院看護大学大学院学則に基づき、福岡女学院看護大学大学院（以下「本学大学院」という。）において授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

（学位の種類）

第2条 本学大学院において授与する学位は、修士（看護学）とする。

（学位授与の要件）

第3条 本学大学院修士課程に、当該研究科の定める修業年限以上在学し、所定の修了要件単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文（以下「修士論文」という）又は学則第32条第2項に定める特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した者に対し、大学院委員会ならびに運営会議の議を経て学長がこれを授与する。

（学位の申請）

第4条 修士の学位を申請しようとする者は、指定する書類に修士論文を添えて大学院委員会に申請するものとする。

（学位論文の提出）

第5条 第4条の規定により学位を申請する者は、指定する書類を添え、主研究指導教員（以下「主指導教員」という）の承認を得て、指定の期日までに大学院委員会に修士論文を提出するものとする。

2 修士論文は、1篇1部とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。また、審査のため必要があるときは、大学院委員会は参考論文、関係資料等を提出させることができる。

（大学院委員会への付託）

第6条 学長は修士論文の審査を大学院委員会に付託する。

（修士論文審査会及び修士論文最終審査会）

第7条 第4条の規定により修士論文が提出されたときは、学長が大学院委員会の意見を聞いて、指導教員を除く研究科の教員のうちから学位論文審査委員（以下「審査委員」という）として主査1名と副査2名を選定する。

2 研究科長は、審査のため必要と認めたときには、前項の規定にかかわらず、前項に定める教員以外の看護学部看護学科の教員、及び他の大学院又は研究所等の看護系の教員等を加えることができる。

3 審査委員は、修士論文の審査及び最終試験に関する事項を行うものとする。

（修士論文の審査基準及び最終試験）

第8条 修士論文は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又は高度な専

門性を要する職業等に必要な高度の能力を示すものでなければならない。

- 2 最終試験は、提出された修士論文の内容及びこれに関連する専攻分野の科目について、口頭試問及びプレゼンテーションによる試験により行う。

(修士論文の審査期間等)

第9条 審査委員は、当該院生の在学期間内に、修士論文の審査及び最終試験を終了しなければならない。

(審査結果等の報告)

第10条 審査委員は、修士論文の審査及び最終試験を終了したときは、速やかに審査結果及び評価に関する意見を付して、最終試験の成績とともに、大学院委員会に報告しなければならない。

- 2 審査委員は、修士論文の審査の結果、その内容が著しく不適格であると認めるときは、最終試験を行わないことができる。ただし、審査委員は、その旨を大学院委員会に報告しなければならない。

(学位授与の決定)

第11条 大学院委員会は、前条の報告に基づいて審議し、修士の学位を授与することの可否を議決する。

- 2 前項の議決は、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(運営会議への報告)

第12条 研究科長は、大学院委員会が前条の議決をしたときは速やかに、これを運営会議に報告しなければならない。

(学位記の授与)

第13条 学長は、前条の報告に基づいて、修士の学位の授与を議決された者に学位記を授与する。

- 2 修士の学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(学位授与の取り消し)

第14条 学長において学位を授与された者に、次の事実があったときは、大学院委員会ならびに運営会議の議を経て、その授与した学位を取り消し、学位記を返還させることができる。

- (1) 不正に学位の授与を受けたことが明らかになったとき。
- (2) 名誉を汚す行為があったとき。

(実施規定)

第15条 この規程に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、大学院委員会または運営会議の議を経て学長が定める。

(規程の改正)

第16条 この規程の改正は、大学院委員会及び運営会議の議を経て、学長がこれを行う。

附 則 1

- 1 この規程は、2023（令和5）年4月1日に制定し、同日から施行する。